

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)																			
施策名		目標 10－1 地域の脱炭素化の推進										担当部局名		大臣官房地域政策課 大臣官房地域脱炭素事業推進課 大臣官房地域脱炭素政策調整担当参事官室					
施策の概要		・2030年度温室効果ガス排出削減目標及び2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、地域脱炭素が、意欲と実現可能性が高いところからその他の地域に広がっていく「実行の脱炭素ドミノ」を起こすため、地方公共団体による脱炭素先行地域づくりや重点対策加速化事業の支援等、地域脱炭素に係る施策を総動員していく。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和 8年 9月		
達成すべき目標		・2050年カーボンニュートラルを2030年度までに前倒して達成を目指す脱炭素先行地域を、2025年度までに少なくとも100か所を選定し、2030年度までに実現する。 ・脱炭素の基盤となる地域共生・裨益型再エネ、省エネ住宅、ゼロカーボンドライブなどの重点対策加速化事業を地方公共団体が複数年度にわたり複合的に実施する。 ・脱炭素化に資する事業に対する資金供給の支援を強化することにより、民間投資の一層の誘発を図る。 ・法定義務のある地方公共団体において地方公共団体実行計画を早期に策定し、それ以外の地方公共団体においても策定を促進するとともに、具体的な対策の実施の支援等を通じ脱炭素型地域づくりを推進する。										政策体系上の位置付け		10. 地域脱炭素の推進					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定)第3部等 地球温暖化対策計画 第3章第1節2.「『地方公共団体』の基本的役割」、第3節「公的機関における取組」の「○地方公共団体の率先的取組と国による促進」、第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」、第7節「地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する地域脱炭素の推進(地域脱炭素ロードマップ)」																	
測定指標		基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠					達成		
						年度ごとの実績値													
			基準年度		目標年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度							
1	ゼロカーボンシティ表明団体の地方公共団体実行計画(区域施策編)の策定率	－	一年度	1	R12年度	－	－	－	－	－	－	－	法定義務のある地方公共団体は既に地方公共団体実行計画区域施策編の策定率が100%であり、それ以外の地方公共団体においても策定を促進する必要があるため。なお、区域施策編の策定については、法定義務のある地方公共団体以外は努力義務であるため、指標の測定対象は脱炭素推進への意欲を示しているゼロカーボンシティ表明自治体に限定した。					○	
						52%	59%	72%	87%	－	－	－							
2	地方公共団体実行計画(事務事業編)の地方公共団体における策定率	－	一年度	1	R12年度	92%	93%	94%	95%	－	－	－	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、全ての地方公共団体は、地方公共団体実行計画(事務事業編)の策定をするものと定められているため					○	
						90%	93%	95%	96%	－	－	－							
3	第一次国土強靱化実施中期計画における、公共施設等への災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了施設数	－	一年度	4000か所	R17年度 ※R12年度までに2500か所という中期目標あり	－	－	－	1000	－	－	－	第一次国土強靱化実施中期計画(令和7年6月6日閣議決定)において、地域における防災力の一層の強化として「避難所等における再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等を活用した自立分散型の電源・エネルギーシステムの構築」で「指定避難所(約82,000 か所)等のうち、緊急に整備が必要な公共施設等(4,000 か所)における災害時に活用可能な再生可能エネルギー設備等の導入完了率 62.5%【R12】→ 100%【R17】」を目標としているため。なお、R7年度の目標値については、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策(令和2年12月11日)において「災害・停電時に機能発揮を可能とした避難施設・防災拠点の箇所数」を令和7年度までに1000箇所とする目標が定められてることから記載している。					○	
						676	820	1010	1215	－	－	－							
4	脱炭素先行地域選定数(累積)	－	一年度	少なくとも100地域	R7年度	－	－	－	少なくとも100地域	－	－	－	脱炭素先行地域は地球温暖化対策計画及び地域脱炭素ロードマップに基づく主要施策の一つとして、2050年を待つことなく前倒してカーボンニュートラルを目指す地域であり、2025年度までに少なくとも100か所以上選定することとしているため。					○	
						46	73	81	102	－	－	－							
5	脱炭素化支援機構の実投融資額(累積:億円)	－	一年度	5,020億円	R32年度	－	－	－	－	－	－	－	株式会社脱炭素化支援機構は、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に向けて、資金供給その他の支援を通じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動を支援しており、脱炭素化支援機構の実投融資額を測定指標とした。					－	
						0.3	54	175	451	－	－	－							
達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段(開始年度)		関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) ゼロカーボンシティ実現に向けた地域の気候変動対策基盤整備事業(令和3年度)		1,2	5003	(5) 特定地域脱炭素移行加速化交付金		1,2,4	7469	(9) ー		ー	ー	(13) ー		ー	ー	(17) ー		ー	ー

令和 7 年度実施施策に係る政策評価書(事後評価)

(環境省 7 - ④1)

施策名			目標10－2 地域循環共生圏づくりの推進										担当部局名		大臣官房 地域政策課 地域循環共生圏推進室									
施策の概要			地域トランジションモデル形成、地域循環共生圏づくりの支援体制構築、地域間ネットワーク強化・情報発信により、地域循環共生圏の創造を強力に推進する。										政策評価実施予定時期			政策評価実施時期		令和8年9月						
達成すべき目標			地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の創造により、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合う取組を推進し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地域を元気にしていくとともに、持続可能な社会を構築していく。										政策体系上の位置付け		10. 地域脱炭素の推進									
施策に関する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）			第六次環境基本計画（令和6年5月21日閣議決定）第3部等 地球温暖化対策計画 第3章「目標達成のための対策・施策」第4節「地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項」																					
測定指標			基準値		目標値		年度ごとの目標値						測定指標の選定理由及び目標値（水準・目標年度）の設定の根拠							達成				
							年度ごとの実績値																	
			基準年度		目標年度		R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度											
1 地域循環共生圏の概念に沿った具体的な取組を行っている基礎自治体数（累積）			－ 一年度		300自治体 R12年度		－	70	168	190	212	234	256	持続可能な社会を構築していくため、地域循環共生圏づくりに取り組む自治体数を測定する必要がある、「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」により測定する。地域循環共生圏づくりに取り組む主体は必ずしも自治体だけではなく、民間の主体が活動主体であった場合は、モデル事業による支援を通じて、自治体との連携を促す。							○			
							52	146	167	199	－	－	－											
達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号	達成手段（開始年度）			関連する指標	行政事業レビュー事業番号
(1) 地域循環共生圏創造事業費(令和6年度)			1	7461	(5) ー			ー	ー	(9) ー			ー	ー	(13) ー			ー	ー	(17) ー			ー	ー
(2) ー			ー	ー	(6) ー			ー	ー	(10) ー			ー	ー	(14) ー			ー	ー	(18) ー			ー	ー
(3) ー			ー	ー	(7) ー			ー	ー	(11) ー			ー	ー	(15) ー			ー	ー	(19) ー			ー	ー
(4) ー			ー	ー	(8) ー			ー	ー	(12) ー			ー	ー	(16) ー			ー	ー	(20) ー			ー	ー
		目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分)		②目標達成																			
			(判断根拠)		測定指標1における年度目標を達成している。																			

評価結果	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等				
	次期目標等への反映の方向性	【施策】	令和8年度は、地域社会に大きなインパクトをもたらす地域循環共生圏づくりの事例の創出、地域循環共生圏づくりの支援の担い手の拡大を引き続き行うとともに、過年度事業の成果の整理・分析を行い、好事例の横展開を図る。 また、全国における地域循環共生圏づくりに関わる取組を登録・可視化し、複合的に地域循環共生圏の創造を推進する。		
		【測定指標】	目標を適切に測定できていることから、測定指標の変更は行わない		
学識経験を有する者の知見の活用	<参考: 施策の実施における活用状況> 有識者からなる審査会を設け、事業目的を達成する案件採択に対する意見等を聴取することにより、事業の適正な執行に活用した。また、有識者からなる会議を設け、地域循環共生圏の広報戦略や事業のあり方についても議論し、地域循環共生圏の形成促進のための知見を得た。		SDGs目標との関係	【主な目標】 地域循環共生圏とは、環境・経済・社会を向上させる事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を生かして地域同士が支えあうネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方である。モデル事業においては、環境面のみならず経済・社会課題を統合的に解決しているモデル地域を形成するとともに、それを支援できる人材・組織の充実を図った。またフォーラムやセミナーで普及活動や担い手育成を行っており、主な目標としては11番「住み続けられるまちづくりを」に貢献した。 【副次的効果が期待される目標】 地域循環共生圏の推進は、環境・社会・経済課題の同時解決を原則の一つとしており、多くの課題に共通している原因を根本的に解決する視点を持つことを推奨してモデル事業等を実施している。地域循環共生圏の形成は各地域を持続可能にしていけることであり、すなわちローカルSDGsであることから、おおむねSDGsの目標達成全てに副次的に貢献した。	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果				